

<託送供給等約款に定める損失率の見直しについて>

- 2020年2月より、託送供給等約款に定める損失率※が以下のとおり変更となります。

電圧	現行	見直し後
低圧で供給する場合	7.1%	6.4%
高圧で供給する場合	4.2%	3.9%
特別高圧で供給する場合	2.9%	1.4%

※損失率とは、発電所で発電された電気が需要家に供給されるまでの間に失われる電力量（送電ロス）を算定する比率を指し、小売電気事業者さまは、需要場所で消費される電力量とこれに係る送電ロスの合計に相当する量の電気の調達が必要です。

- 損失率の見直しに伴い、2月以降の電気の調達に係る量に変更が生じますので、ご注意ください。（需要調達計画の調達計画、発電販売計画の発電・販売計画に係る量が変更となります）

